

仮使用承認申請の取扱要領

第1 主旨

本要領は、建築基準法（以下「法」という。）第7条の6第1項の規定による仮使用の承認申請に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

法第7条の6第1項による仮使用の承認は、法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物（共同住宅以外の住宅及び居室を有しない建築物を除く。）を新築若しくはこれらの建築物の増築又は大規模の修繕等の工事で建築基準法施行令（以下「令」という。）第13条の3に定める避難施設等に関するもの（令第13条の4に定める軽易な工事を除く。）をする場合において、申請に係る計画が第3に定める審査等の結果、安全上、防火上又は避難上支障がないと認められ、かつ、消防機関が消防法上支障がないと認めるものについて承認するものとする。

また、新築の建築物にあっては申請に係る建築物又はその部分が現に存するもの、既存建築物にあっては当該建築物又はその部分が建築時に適法のものであることを条件とする。

第3 審査等

審査は棟単位とし、次に定める書類審査及び現場審査を行うものとする。

(1) 書類審査は、次に定める審査方針、審査項目及び審査基準により行い、申請に係る計画が建設省の通達（昭和53年11月7日住指発第805号。以下「建設省通達」という。）に定める承認基準に適合しているか否かを判断する。

1) 審査方針

書類審査は、次の各号に定める方針により審査する。

ア 申請に係る部分が建設省通達の仮使用承認準則のうち第2の承認基準の審査項目に適合しているか否かを審査する。

イ 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて耐火構造の壁又は不燃材料で造られた間仕切り等により防火上有効に区画されていること。

ウ 申請に係る建築物の工事の進捗状況に即応した安全計画の作成とその内容を審査するものとする。

2) 審査項目及び審査基準

書類審査における審査項目及び審査基準は、原則として建設省通達によるほか令第128条の規定に適合してること。

(2) 現地調査は、原則として書類審査後に仮使用申請に係る建築物の全てについて行うものとし、申請に係る計画が現況に即し適切か否かを判断する。

ただし、申請建築物が令第147条の2に定められた規模未満であり、安全上、防火上及び避難上支障のないものについては、この限りでない。

(3) 増築等の仮使用申請については、確認と同時に申請することを原則とする。

第4 事後措置等

仮使用の承認を受けた建築主が、承認に係る建築物若しくはその部分を承認に係る計画と異なる状況で使用又は使用させている場合においては、当該仮使用承認の取消し及び使用禁止等の措置を講ずるものとする。

第5 消防機関との協議

- (1) 仮使用の承認申請があった場合には、遅滞なく消防機関と協議するものとする。
- (2) 前項の消防機関への協議の方法は、仮使用承認申請書の写しを送付することにより行うものとする。
- (3) 協議の内容

消防機関との協議の内容は、次の事項について行うものとする。

- ア 消防法第17条に規定する消防用設備等の設置及び維持管理に関すること。
- イ 防火管理体制に関すること。
- ウ 工事中に使用する火気、資材等の管理に関すること。
- エ その他火災予防に必要な事項に関すること。

第6 建築設備・工作物への準用

法第87条の2及び法第88条の規定により法第7条の6の規定の準用を受ける建築設備及び工作物の申請については、消防機関への協議等に関するものを除き本要領を準用する。

第7 その他

- (1) 用途・規模により本要領によりがたい建築物の取扱いについては、その都度消防機関と協議するものとする。
- (2) 本要領は、法第18条第13項に規定する仮使用の承認申請があった場合に準用する。
- (3) 安全計画書・工事計画書は、建設省通達に示された様式を使用するものとする。

第8 適用

本要領は、平成16年2月1日以降に受理した仮使用の承認申請に適用する。